

社会福祉法人 湖星会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人湖星会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県二本松市木幡字東和代65番1に置く。

第2章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判

断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 任期満了の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員の権利義務を有する。

(評議員報酬等)

第9条 評議員に対して各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支払い基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員会)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員会は、定時評議委員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 評議員会の議事は、当該評議員会に出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員総数の3分の2以上の多数をもって決する。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 10 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第8項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 11 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 12 第8項及び第9項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議が

あったものとみなす。

13 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

(評議員会の権限)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支払い基準
- (3) 予算、事業計画、決算及び事業報告の承認
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 公益事業に関する重要な事項
- (10) 合併
- (11) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (12) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第3章 役員及び職員

(役員の定数)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事の内1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第13条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第14条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第17条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第18条 役員の任期は選任後2年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 任期満了の前に退任した理事又は監事の補欠として選任されたものの任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第19条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第20条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において

別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職 員)

第21条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(理事会)

第22条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。なお、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

9 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会の権限)

第23条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

第5章 資産及び会計

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- 【土地】福島県福島市松川町字南諏訪原6番4 (1,062.26 m²)
- 福島県福島市松川町字南諏訪原6番6 (590.51 m²)
- 札幌市中央区北2条東19丁目11番1 (1,350.14 m²)
- 札幌市中央区北2条東19丁目11番2 (2,281.20 m²)

札幌市中央区北2条東19丁目5番8 (67.69 m²)
 札幌市中央区北2条東20丁目6番8 (781.55 m²)
 札幌市中央区北2条東20丁目6番9 (13.71 m²)
 札幌市中央区北2条東20丁目6番21 (342 m²)
 札幌市中央区北2条東20丁目6番22 (45 m²)
 神奈川県横浜市金沢区大川11番7 (4,582.84 m²)
 福島県河沼郡会津坂下町字上口470番5 (2,775.20 m²)
 福島県河沼郡会津坂下町字上口487番1 (785 m²)
 福島県河沼郡会津坂下町字上口488番1 (770 m²)
 福島県河沼郡会津坂下町字上口490番1 (770 m²)
 福島県河沼郡会津坂下町字上口489番1 (770 m²)
 福島県河沼郡会津坂下町字上口491番1 (771 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中42番 (1,376 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中43番 (1,303 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中44番 (1,316 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中45番 (1,217 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中46番1 (394 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中47番1 (903 m²)
 宮城県仙台市青葉区錦町一丁目181番 (4298.57 m²)
 北海道札幌市中央区北一条東19丁目6番3 (9166.78 m²)
 北海道札幌市中央区北二条東19丁目11番5 (889.75 m²)

【建物】福島県二本松市木幡字東和代65番1所在の鉄骨造かわらぶき2階建
 特別養護老人ホーム みどりの郷 1棟 (6057 m²)
 倉庫・機械室 鉄骨造陸屋根平家建 1棟 (68.85 m²)
 福島県二本松市高田1番地1所在の鉄骨造スレートぶき2階建
 地域密着型複合施設 オハナハウス 1棟 (756.51 m²)
 福島県福島市松川町字南諏訪原6番地4、6番地6所在の鉄骨造陸屋根2階建
 特別養護老人ホーム 万葉の郷 1棟 (1,301.50 m²)
 福島県伊達市梁川町字東塩野川27番地、26番地1、26番地2、28番地、
 52番地6、54番地2、54番地3、55番地1、55番地2、55番地4、
 56番地1、56番地2、56番地6、26番地1先所在の鉄骨造陸屋根2階建
 特別養護老人ホームラスール伊達 1棟 (4,744.39 m²)
 札幌市中央区北二条東二十丁目6番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
 特別養護老人ホームラスール苗穂 1棟 (5,237.45 m²)
 神奈川県横浜市金沢区大川11番7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
 特別養護老人ホームラスール金沢文庫 1棟 (8,600.24 m²)
 ゴミ置き場・物置 1棟 (39.48 m²)
 河沼郡会津坂下町字上口488番地1、470番地5、487番地1、489番地1、
 490番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
 特別養護老人ホームラスール坂下 1棟 (4,124.21 m²)
 物置 1棟 (1.50 m²)
 宮城県仙台市泉区西田中字萱場中44番地、43番地、45番地所在の鉄筋コンク
 リート造陸屋根3階建
 特別養護老人ホームラスール泉 1棟 (4784.2 m²)
 宮城県仙台市青葉区錦町1丁目181所在の鉄筋コンクリート造陸屋根7階建
 特別養護老人ホーム スターレイク仙台 1棟 (10,600.94 m²)
 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 物置 1棟 (35.25 m²)
 北海道札幌市中央区北1条東19丁目6番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
 特別養護老人ホーム ラスール苗穂リバーサイド 1棟 (4,935.98 m²)

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建 倉庫 1棟 (102.2 m²)
北海道札幌市中央区北1条東19丁目6番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
特別養護老人ホーム ラスール苗穂ウエストサイド 1棟 (5,833.45 m²)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第32条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第25条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けて、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第26条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第27条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 前項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支払い基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合は、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第29条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第30条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第31条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第6章 公益を目的とする事業

(種別)

第32条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問看護の事業
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剩余金が出た場合の処分)

第33条 前条の規定によって行う事業から剩余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第34条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第36条 合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経たのち、評議員会において評議員総数の3分の2以上の決議を得て、福島県知事の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、社会福祉法人湖星会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第39条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 湖山泰成
理事 山内一枝
〃 馬場新英
〃 平野昭宏
〃 稲本恵子
〃 菅野甚一郎
監事 清水久義
〃 大内陽一

2 この定款は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可の日（平成22年3月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成22年11月3日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可の日（平成23年2月23日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成23年5月14日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年10月5日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成27年5月23日から施行する。

附 則

この定款の変更は、東北厚生局長の認可の日（平成28年1月15日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可の日（平成28年7月19日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可の日（令和2年3月13日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和2年11月6日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可の日（令和5年3月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和5年9月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可の日（令和6年8月27日）から施行する。